



島根県報

平成20年 3 月28日 (金)
号外 第 59 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

教委規則

教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則の一部を改正する規則 (義務教育課)

教 育 委 員 会 規 則

教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 3 月28日

島根県教育委員会委員長 北 島 建 孝

島根県教育委員会規則第13号

教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則の一部を改正する規則

教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則(昭和26年島根県教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の次に次の 1 条を加える。

第 2 条の 2 免許法第 5 条の 2 第 3 項の規定により、既に有している特別支援学校教諭の普通免許状に当該免許状に定められている特別支援教育領域以外の特別支援教育領域(以下「新教育領域」という。)の追加の定めを受けようとする者(教育職員検定により追加の定めを受けようとする者は除く。)は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 教育職員免許状領域追加願(様式第 1 号)
- (2) 履歴書(様式第 2 号)
- (3) 単位修得証明書
- (4) 宣誓書(様式第 3 号)
- (5) 既に有している特別支援学校教諭の普通免許状

第 7 条の次に次の 1 条を加える。

第 7 条の 2 免許法第 5 条の 2 第 3 項に規定する教育職員検定により、既に有している特別支援学校教諭の普通免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 教育職員検定願(様式第 5 号)
- (2) 履歴書(様式第 2 号)
- (3) 人物に関する証明書(様式第 6 号)
- (4) 身体に関する証明書(様式第 7 号)
- (5) 単位修得証明書
- (6) 宣誓書(様式第 3 号)
- (7) 既に有している特別支援学校教諭の普通免許状

2 前項の場合において、教育委員会の任命に係る教育職員として在職する者については、同項第 3 号、第 4 号及び第 6 号に掲げる書類は、実務成績証明書(様式第 4 号)をもって、これに替えることができる。

第11条の次に次の 1 条を加える。

第11条の 2 免許法第 5 条の 2 第 3 項に規定する教育職員検定により、既に有している特別支援学校教諭の臨時免許状に

新教育領域の追加の定めを受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 教育職員検定願（様式第 5 号）
- (2) 履歴書（様式第 2 号）
- (3) 人物に関する証明書（様式第 6 号）
- (4) 身体に関する証明書（様式第 7 号）
- (5) 最終卒業学校の卒業証明書若しくは修了証明書又は免許法附則第 3 項若しくは免許法施行規則第66条第 2 号に掲げる者であることを証明する書類
- (6) 最終卒業学校の成績証明書
- (7) 宣誓書（様式第 3 号）
- (8) 臨時免許状授与についての副申書（様式第 9 号）
- (9) 既に有している特別支援学校教諭の臨時免許状

2 前項の場合において、教育委員会の任命に係る教育職員として在職する者については、同項第 3 号から第 7 号までに掲げる書類は、実務成績証明書（様式第 4 号）をもって、これに替えることができる。

第12条中「前条」を「前 2 条」に改める。

第13条中「特別支援学校教諭自立教科教諭」を「特別支援学校自立教科教諭」に改める。

「授 与
 様式目次中 様式第 1 号（第 2 条 - 第 6 条、第18条） 教育職員免許状（{書 換}）願 を
再交付」

「（授 与）
（書 換）
 様式第 1 号（第 2 条 - 第 6 条、第18条） 教育職員免許状願 に改める。
（再 交 付）
（領域追加）」

様式第 1 号を次のように改める。

様式第 1 号 (第 2 条 - 第 6 条、第18条関係)

教育職員免許状 (授 与)
(書 換) 願
(再 交 付)
(領 域 追 加)

本 籍 地 (都 道 府 県 の み 記 入)
現 住 所
(ふ り が な)
氏 名
年 月 日 生

- 1 免許状の種類
- 2 教科又は領域

私は上記の教育職員免許状 (を授与して)
(を書き換えて) いただきたいので、別紙関係書類を添えてお願いいたします。
(を再交付して)
(に領域を追加して)

年 月 日

氏 名 印

島根県教育委員会 様

手数料 (島根県収入証紙を貼付)

| | |
|---------------|--------|
| 普通免許状の授与手数料 | 3,300円 |
| 普通免許状の領域追加手数料 | 3,300円 |
| 再 交 付 手 数 料 | 1,100円 |
| 書 換 え 手 数 料 | 870円 |

様式第2号中「教科」を「教科又は領域」に改める。

様式第3号備考中「第10条第1項第2号」を「第10条第1項第2号又は第3号」に、「第11条第1項又は第2項」を「第11条第1項から第3項まで」に改める。

様式第5号を次のように改める。

様式第 5 号 (第 7 条 - 第 9 条、第 11 条、第 13 条、第 14 条、第 16 条関係)

教 育 職 員 検 定 願

本 籍 地 (都 道 府 県 の み 記 入)

現 住 所

(ふ り が な)

氏 名

年 月 日 生

1 免 許 状 の 種 類

2 教 科 又 は 領 域

(法 第 条 第 項 第 号 適 用)

私は、教育職員免許法第 6 条に規定する教育職員検定により、上記の教育職員免許状 (を授与して) いた
だきたいので、別紙関係書類を添えてお願いいたします。 (に領域を追加して)

年 月 日

氏 名 ④

島根県教育委員会 様

手数料 (島根県収入証紙を貼付)

| | |
|-------------------|--------|
| 普通免許状 (上進) の手数料 | 5,000円 |
| 普通免許状の領域追加手数料 | 5,000円 |
| 特別免許状の授与手数料 | 5,000円 |
| 臨時免許状の手数料 | 3,400円 |
| 臨時免許状の領域追加手数料 | 3,400円 |

様式第 8 号及び様式第 9 号中
「(ふりがな) 氏 名 生 年 月 日 免 許 状 の 種 類 ・ 教 科 採 用 予 定 校 採 用 予 定 年 月 日」
を
「(ふりがな) 氏 名 生 年 月 日 免 許 状 の 種 類 教 科 又 は 領 域 採 用 予 定 校 採 用 予 定 年 月 日」
に改める。

附 則

この規則は、平成20年 4 月 1 日から施行する。